

# 山口県報

平成 29 年  
4 月 28 日  
(金曜日)

## 目 次

### ○告示

指定代理納付者の指定(税務課).....

土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課).....

土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....

土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課).....

土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....

### ○公告

土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....

### ○公安委公告

一般競争入札の実施.....

## 山口県告示第百六十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成二十九年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町一番三号

二 指定代理納付者に納付させる歳入

やまぐち県チャレンジ寄附金(インターネットを利用して納付されるものに限る。)

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間

## 山口県告示第百六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第三百八十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

柳井(一)005

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

## 山口県告示第百七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十九年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

柳井(一)005

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第百七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第百三十八十九号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

柳井(一)005

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十九年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

柳井(一)005

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。〕



(一四二) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十九年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の名称

県営川西地区経営体育成基盤整備事業

二 事業の種類

用排水施設の改修

三 工事完了の時期

平成二十七年二月二十四日

一 事業の名称

県営川西地区経営体育成基盤整備事業（第一換地区）

二 事業の種類

ほ場の整備

三 工事完了の時期

平成二十八年六月十六日

- 一 事業の名称  
県営川西地区経営体育成基盤整備事業(第二換地区)
- 二 事業の種類  
ほ場の整備
- 三 工事完了の時期  
平成二十九年三月三十日

(一四三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十九年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
下松市楠町二丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市中区小町一番二五号  
積和不動産中国株式会社



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十九年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

交通管制センター中央処理装置 一式

- (二) 物品等の特質等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 使用期間  
平成三十年三月一日から平成三十五年二月二十八日までの間
- (四) 使用場所  
山口県警察本部交通部交通規制課交通管制センター
- 二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十七年山口県告示第百二十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十九年山口県告示第三十四号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十九年四月二十八日から同年六月六日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部交通部交通規制課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当す

る金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部交通部交通規制課

(三) 受領期限

平成二十九年六月五日午後五時（入札書を持参する場合は、平成二十九年六月六日午後一時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室

(二) 日時

平成二十九年六月六日午後一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十九年五月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部交通部交通規制課（電話〇八三一九三三一〇一〇）に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of Central Computer System of Traffic Control Center

(3) Use term: From March 1, 2018 to February 28, 2023

(4) Use place: Traffic Control Center, Traffic Regulation Division, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Traffic Regulation Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 5:00 P.M. June 5, 2017(In case of bringing a tender: 1:00 P.M. June 6, 2017)